

## 大震災復興調査特別委員会報告書

大震災復興調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、東日本大震災（以下「震災」という。）からの復興に関する諸施策について調査・検討するため、令和四年十二月十四日に設置され、付議事件「大震災復興に関する諸施策について」を受け、調査活動を行った。

### 一 はじめに

本委員会は、県議会として、震災の発災以降、これまでの積極的な調査特別委員会活動を継続しつつ、刻々と変化する被災地の状況に即応し、的確な実態把握を行うとともに、新型コロナウイルス感染症に注意をしながら、時宜を得た要望・要請活動等を行っていくものとし、特に次の二項目を重点活動等とした。

- 1 被災市町の復旧・復興状況の調査及び国等への要望・要請活動に重点的に取り組むこと。
- 2 震災からの復旧・復興の完遂に向けて、現状の課題を整理するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に起因する諸問題をはじめ、時間の経過とともに顕在化・深刻化する様々な課題に対して積極的に調査を行うこと。

以上のことを踏まえ、県関係部局から復興の進捗状況等を聴取するとともに、県内の現状と課題を把握するため、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から参考人を招致して意見を聴取した。また、沿岸被災自治体三市二町と東松島市あおい地区会、鮎立漁港、南三陸三一メモリアル及び東京電力福島第一原子力発電所に対して調査を実施し、これらの調査活動で把握した課題等をまとめ、国等への要望活動

や意見交換を行った。

その概要は、次のとおりである。

## 二 参考人意見聴取

令和五年四月二十四日（東京電力フェロー 新妻 常正氏ほか四人）

新妻氏ほか四人は、原発事故に起因する損害賠償の概要と進捗状況、今後の方針等について、また、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水の現状と対策について、さらに、多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の現状と今後の取組等について、次のように述べた。

初めに、損害賠償関係について、漁業では、主に漁業団体の協力を得ながら、輸入規制が継続しているホヤ等の賠償や福島県沖の操業自粛に伴う賠償を行っている。農林業では、農業団体の協力を得ながら、出荷制限指示等が継続している品目への賠償を続けている。商工業では、個別の事業者からの請求内容について、国の指示により実施している放射線測定検査費用などの賠償を行っている。地方公共団体に対しては、原発事故により負担を余儀なくされた追加的費用等について賠償を行っている。

また、丸森町において自主的避難等に係る費用として追加の賠償をすることを、令和五年一月及び三月に公表しており、同年四月からウェブ等でも受付を開始している。

次に、廃炉作業について、一号機は、原子炉建屋全体にカバーの設置を、二号機は、原子炉建屋の最上階の燃料を取り出すべく、構台の設置を進めている。燃料取り出しの開始について、一号機は、令和九年から令和十年まで、二号機は、令和六年から令和八年までの開始を予定している。燃料を取り出した三号機は、使用済み燃料プールに貯蔵している高線量の機器等の取り出しを開始している。六号機は、令和四年八月から使用済み燃料プールからの燃料の取り出しを開始している。

自然災害対策として、日本海溝津波防潮堤の設置に向けて、本格作業を実施中であり、令和五年度末に完成する予定である。

処理水希釈放出設備関連の状況については、ポイントが四点ある。一点目は、タンクに保管されているトリウム以外の放射性物質は、放出前の段階で安全に関する規制基準値を確実に下回るまで何回でも浄化処理を行う。二点目は、処理水を均一にした上で、放射性物質の濃度を測定・評価し、規制基準値を下回っていることが確認できたものだけを放出する。三点目は、処理水の希釈放出に異常が生じた場合、移送ポンプを停止し、海洋放出を停止する。加えて複数の緊急遮断弁が自動で閉止する。四点目は、処理水は、一リットル当たり、トリウム濃度については千五百ベクレル未満、年間トリウム総量については二十二兆ベクレル未満とすることを遵守する。

海域モニタリングについては、国の基本方針に従い、トリウムを中心とした海洋への放射性物質の拡散状況及び海洋生物の状況を継続して確認し、測定結果を公表している。東京電力のほか、関係省庁や自治体などが公表した様々な地点での結果を収集し、地図上で一元的に閲覧できるシステムを開設している。

処理水希釈放出設備、関連施設等の設置工事の状況について、令和五年四月から放水トンネルの掘進を再開、約一キロ先の放出地点までシールドマシンが到達し、海底に設置したケーソンと呼ばれるコンクリートブロックの中に入るところまで掘進が進んでいる状況である。

トリウムの分離技術については、公募を行い、現在七件の秘密保持契約を結び、適合性の検証等を行っている。

これらの説明に関して委員からは、令和五年春から夏にかけて処理水の海洋放出が行われると報道されている段階で、賠償について明確な基準が示されず、この場で「検討する」と言う段階ではないのではないかといった意見が出された。また、消費者に納得してもらうにはテレビやラジオだけの広報ではなく、対話の場に参

画してもらおうことにより理解を深めることが必要なのではないかとの意見が出された。

### 三 県内外調査

本委員会は、令和五年三月二十二日、二十三日及び二十四日に県内調査、七月二十六日に県外調査を実施した。

被災地域における震災からの復旧・復興に係る課題を把握するため、沿岸被災自治体三市二町、東松島市あおい自治会、鮎立漁港、南三陸三一一メモリアル及び東京電力福島第一原子力発電所を視察し、廃炉に向けた作業の状況や処理水の保管状況等について説明を受けた。その実施状況は、次のとおりである。

- 1 三月二十二日 名取市、山元町及び岩沼市
- 2 三月二十三日 亘理町、東松島市あおい地区会（東松島市）及び鮎立漁港（気仙沼市）
- 3 三月二十四日 気仙沼市及び南三陸三一一メモリアル（南三陸町）
- 4 七月二十六日 東京電力福島第一原子力発電所（福島県大熊町）

これらの調査時における、調査先の方々の主な発言は次のとおりである。

一点目は、「被災者支援、心のケア・復興について」である。自治体では、被災者コミュニティ再生事業として生活支援員を配置し、見守り活動や、交流と居場所づくり、新たな自治組織の活性化等に取り組んでいる。課題として、コロナ禍により住民活動が停滞しその回復が途上であることや、高齢化率が高くなっていることなどから、これまで以上に地域による見守り、つながりが必要となっている。また、ある自治体では、令和五年二月末現在において、災害公営住宅における孤独死者数が十二人となっているという現状がある。事業予算の関係などから、各自治体では令和五年度から令和七年度にかけて、事業を既存の一般施策に移行していくことを模索しているが、円滑な本来の自治につながるコミュニティ活動への仕掛けを興すための支援が継続して

必要である。

二点目は、「災害公営住宅の現状について」である。災害公営住宅については、自治体により入居率等の状況は異なるが、災害公営住宅の有効活用策として、老朽化が著しい既存市営住宅の集約化により、居住環境の向上と空き室解消に取り組んでいる。また、払い下げを希望する入居者には譲渡を行っている。被災入居世帯の家賃減免については、減免期間を十年に延長するなど独自減免を実施したり、収入超過世帯についても、コミュニティの観点から、近傍同種家賃や傾斜家賃割り増し分の減免を行ったりしているが、これらの減免をいつまで継続するか、今後の財政シミュレーションを行いながら検討している。また、保証人を免除した独居入居者が退去する際の修繕金について、自治体が負担せざるを得ないようなケースもあり、今後負担の増加が見込まれる。

三点目は、「伝承への取組について」である。震災から十二年以上が経過し、時間の経過とともに震災の記憶の風化が懸念されている。災害に関する知識や経験、教訓を後世へ継承していくことが大切である。継続的な防災教育や、写真・動画などのアーカイブ化、震災遺構、語り部・フォーラム等による伝承活動の継続などを通じた取組を行っているが、語り部の高齢化や震災遺構施設の老朽化による修繕費の増加が見込まれることが課題となっている。

四点目は、「福島第一原子力発電所処理水放出による風評被害等の影響について」である。東京電力福島第一原子力発電所の事故から十二年が経過したが、いまだに輸入規制措置を継続する国があるなど、今もなお風評被害が残っているのが現状である。水産関係者からは、今後処理水が海洋放出されることにより、漁業収入の減少や、海外における水産物の輸入規制の拡大等、更なる風評被害による影響を不安視する声が多数寄せられている。今後も継続的にモニタリング調査等を実施することや、風評被害が生じた場合には被害の実態に見合った賠償を国の責任の下、迅速に行うことが必要である。

五項目は、「市町が考える課題について」である。今回調査した自治体から、多く課題として示されたのは、「災害援護資金の償還期限の延長等について」である。震災に係る災害援護資金貸付金の多くが、本格的な償還時期を迎えているとともに、第一回目の貸付金の償還期限が令和六年度に迫っている。しかし、各自治体において既に多くの未償還案件が発生しており、債権回収事務を行う自治体では、事務量が増大し、多大な人的・物的コストがかかり大きな負担となっている。そのため自治体が支払い猶予を適用し、借受人の償還期限を延長した場合には、国・県に対する償還期限を延長する等の柔軟な対応が必要である。

#### 四 要望（要請）活動

##### 1 復興副大臣に対する要望活動

本委員会は、震災からの復旧・復興対策について、参考人意見聴取や県内外調査を実施し、課題の把握に努めてきたところである。これらを整理し「震災からの復旧・復興対策に係る要望書」を調製し、その実現のため、令和五年七月二十七日に小島敏文復興副大臣に対して要望活動を実施した。

要望事項については、次のとおりである。

- (一) 東日本大震災復興関連予算の確実な措置
- (二) 原発事故の損害賠償に対する支援
- (三) 福島第一原子力発電所に係る処理水・汚染水・廃炉対策
- (四) 諸外国における農林水産物等の輸入規制への対応
- (五) 放射能に汚染された廃棄物の処理及び除染土壌等の処分
- (六) 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援
- (七) 産業・なりわいの復興に向けた支援

(八) 被災者支援の継続

(九) 移転元地の利活用の促進

(十) 災害援護資金の償還期限の柔軟な措置と償還免除に伴う財政支援

(十一) 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置

このうち、「(一) 東日本大震災復興関連予算の確実な措置」、「(二) 原発事故の損害賠償に対する支援」及び「(三) 福島第一原子力発電所に係る処理水・汚染水・廃炉対策」を重点要望項目とした。

「(一) 東日本大震災復興関連予算の確実な措置」については、これまで国においては、特例的な財政支援や復興特区制度など、手厚い措置を講じるほか、令和三年三月に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について、「第二期復興・創生期間以降においても、各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、効果的かつ確実に復興を進める」こととされてきた。被災地の復興完了に向けた取組を確実に進めるため、今後とも震災からの復旧・復興を国政の最優先課題と位置付け、必要な事業に対する特例的な財政措置を引き続き講じるよう要望した。また、様々な事情により未完となっている事業や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止、規模縮小等を余儀なくされた事業については、地域の実情、社会情勢の変化等にも配慮し、第二期復興・創生期間の延長や各種制度の柔軟な運用を要望した。

「(二) 原発事故の損害賠償に対する支援」については、原発事故により本県の農林水産業や観光業などの事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであることから、国は東京電力に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路回復のための風評対策に係る費用など、原発事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し、損害範囲を柔軟に捉え、地域や期限の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を継続的に行うとともに、過度な

立証等負担を強いることのないよう、強く指導するよう要望した。また、自治体の被害対策経費は、国の指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は自治体の被害対策の実情を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう要望した。

「(三) 福島第一原子力発電所に係る処理水・汚染水・廃炉対策」については、多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針において決定した海洋放出処分について、放出時期を令和五年春から夏に見込むとしているが、国民・国際社会の理解醸成ははまだ途上にあり、本県の水産業をはじめとした各種産業への新たな風評の拡大が懸念されている。復興に向けたこれまでの努力と積み重ねてきた成果が、決して水泡に帰すことのないよう、海洋放出以外の処分方法の継続検討を求めるとともに、放射性物質除去技術の研究開発促進、国民・国際社会の理解醸成への取組推進及び関係団体の意見を反映した風評対策・なりわい支援の着実な実施を、追加対策や支援内容の見直しも含め、対象地域を福島県に限定することなく、新たな風評を発生させないという強い決意の下、国が責任を持って取り組むよう要望した。また、国による取組や対策を講じてもなお風評被害が発生する場合には、国は東京電力をしっかりと指導・監督し、主体性を持って被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償が進むよう要望した。

これに対して、小島敏文復興副大臣から、次のような発言があった。

一点目について、必要な各予算については、被災地の抱える課題の解決が確実に進むよう引き続き取り組む。東日本大震災からの復興の基本方針を定めており、国が丸となり被災地の復興に向けて全力で取り組む。また、第二期復興・創生期間以降における震災からの復興基本方針では、新型コロナウイルス感染症の被災地に対する影響の把握に努めながら、感染拡大防止に配慮した事業の実施や、事業内容の変更など柔軟な対応により復興に支障が生じないよう取り組むこととしており、復興庁が司令塔として全力で当たりたい。

二点目について、原発事故の損害に対する支援について、国には原子力損害賠償紛争審査会があり、個別



具体的な事情に応じて、相当因果関係があると認められるものは全て賠償の対象となるとされている。電気事業者等が拠出して基金を作った原子力損害賠償・廃炉等支援機構が肩代わりし、東京電力が順々に返済することになっており、復興庁としても経済産業省を通じて東京電力を指導してまいりたい。

三点目について、処理水と原発事故の処理をしないと震災からの復興はなく、現地は飽和状態で一刻の猶予はないことを理解してほしい。セーフティネットについては、「処理水の海洋放出に伴う需要対策」三百億円と「処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業」五百億円の基金を活用し、しっかりと対応していきたい。

## 2 東京電力に対する要請活動

本委員会は、「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書」を調製し、その実現のため、令和五年七月二十六日に、東京電力に対して要請活動を実施した。要請事項については、次のとおりである。

- (一) 福島第一原子力発電所事故に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施
  - (1) 賠償金の迅速かつ十分な支払について
  - (2) 請求手続の一層の簡素化について
  - (3) 被害の実態に即した損害賠償の実施について
  - (4) 自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について
  - (5) 福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準の見直しについて

## (二) 原発事故の早期完全収束の実現

(1) 処理水の対策について

(2) 発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明について

このうち、「被害の実態に即した損害賠償の実施について」、「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準の見直し」及び「処理水の対策について」を重点要請項目とした。

一点目について、生産者、事業者による賠償請求に関して、東京電力が法令・国の指示等に基づかないことを理由に十分な賠償に応じないなど、消極的な姿勢のままであることを指摘した。その上で、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、請求者との協議に当たっては、生産者、事業者が受けている損害の実態や、原発事故後に新たに強いられている費用負担を十分に斟酌すること、また、原発事故に起因する被害が存在する限り、その賠償金の支払に向け、真摯かつ柔軟な対応に努めるとともに、迅速かつ十分な賠償を行うことを要請した。

二点目について、東京電力は、令和四年十二月二十三日に、「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準」を公表した。これは、風評被害を受けている関係者の了解を得ずに、原発事故の原因者たる東京電力が、ある意味一方的に定めたものであると考える。については、生産者、事業者等の十分な理解が得られるよう本県の関係団体等の要望も取り入れた賠償基準の見直しを行うよう要請した。

三点目について、国は令和三年四月に処理水の処分方法を海洋放出とするなど、処分に関する基本方針を決定し、東京電力では、令和五年六月に処理水希釈放出設備等の工事を完了する等海洋放出に向けた取組が進められている状況である。本県議会としては、これまで二回の意見書と、令和五年七月に「ALPS処理水について風評被害等を生じさせない対応の早期実施を求める意見書」を国会や関係省庁に提出していると

ころであり、海洋放出について反対の立場は変わらない。東京電力は海洋放出ありきではなく、海洋放出以外の処分方法について引き続き検討するとともに、トリチウム等を除去する研究・開発に積極的に取り組むことを要請した。また、処理水の海洋放出によって、本県の水産業、農業、観光業等への新たな風評被害を生じさせないよう、国民・国際社会へ向けた科学的根拠に基づく説明と理解醸成に向けた取組の強化、安全最優先の工事、厳格なモニタリング及び分かりやすい情報発信などを行うとともに、風評の懸念に対する万全な対策の実施、万が一に備えた賠償基準の策定などについても、生産者、事業者等の十分な理解が得られるよう本県の関係団体等の要望も取り入れ、国とともに責任を持って対応するよう要請した。

当該重点要請項目の内容について、東京電力高原常務執行役福島復興本社代表から、要請を真摯に受け止め取り組んでいくことと、要請項目について次のような回答があった。

当該要請に関する東京電力の基本的な考え方として、一点目の「賠償」については、被害を受けた方々の立場に立った誠実かつきめ細やかな対応に努めていく。また事故の当事者として、事故と相当因果関係のある損害が継続する限り賠償するとの考え方のもと、迅速かつ適切な賠償に取り組んでいく。

二点目の「風評被害が発生した場合の賠償基準の見直し」については、公表した賠償基準は、関係団体へ説明し、複数の意見を基に策定している。また、水産加工業や水産卸売業者に対して、製造・加工地に基づく賠償を新たに設けた。団体からの意見の中には、賠償基準に係る基本的な考え方とは合致しない内容もあるが、そのような場合でも一律的な判断をすることなく、請求者の事情を丁寧に関き柔軟に対応する。また、今後処理水の放出に伴う風評被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて賠償基準を見直していく。

基準年については、放出前年又は放出前複数年平均を基本とするが、新型コロナウイルス感染症の影響により、基本的な取扱いが適さない場合については、個別に事情を聴き対応する。またすでに輸出等で実害もしくは風評被害が発生している場合には、処理水放出前においても、事情を確認し、迅速かつ適切に対応す

る。

三点目の「処理水の対策」については、国内外の理解が不十分との指摘について真摯に受け止めており、風評影響を最大限抑制するよう、今後も、計画に基づく安全確保や、科学的根拠に基づく情報発信、放射性物質のモニタリング強化等の取組をしっかりと進めるとともに、関係者に対し、処理水の取り扱いに関する東京電力の考え方や対応について説明を重ね懸念や関心に向き合っていく。

## 五 総括

本委員会は、参考人意見聴取や県内外における調査活動等を通じ、本県における震災からの復旧・復興に係る様々な課題の把握に努めるとともに、これらを取りまとめ、現状の課題の解消に資するべく、関係機関や国との意見交換や働きかけを重点的に実施してきた。

震災の発災から十二年以上が経過し、特に津波による甚大な被害を受けた沿岸市町においては、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業等のまちづくりに関わる事業、災害公営住宅の整備など住宅の再建に関する事業がほぼ完成し、被災者の生活再建が加速している。また、県内の産業についても、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業をはじめとする各種支援施策が継続的に実施されるとともに、県内各地に震災遺構・伝承施設が完成し、復興完遂に向けて着実に歩みが進められているところである。

一方で、子供からお年寄りまでの被災者の心のケアをはじめ、地域コミュニティの再構築、高齢者の見守り・相談支援や交流の場の確保、震災伝承の取組及び防災集団移転促進事業の移転元土地利用、災害援護資金の償還期限の柔軟な措置への要望など、時間の経過に伴って顕在化・深刻化する様々な課題を抱えている状況にあり、令和六年度以降も被災市町が必要とする財政支援や各種制度を確実に講ずるとともに、制度の運用に当たっては、地域の実態に即した柔軟な対応が求められている。

また、国は、令和二年四月、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定し、東京電力では、令和五年六月に処理水希釈放出設備等の工事を完了するとともに、原子力規制委員会の検査を受け、また、国際原子力機関（IAEA）では「IAEAの安全基準に合致している」と結論付ける包括報告書を公表し、今年八月二十四日に、海洋放出が開始された。

本県水産業においては、海洋放出が開始される前から取引停止や価格低下などの実害が発生している状況である。また、八月二十四日の海洋放出後、中国は直ちに日本からの水産物を全面輸入停止する措置をとったが、このことにより、更なる価格低下などの影響が懸念される場所である。

これまで原発事故の風評に対し、漁業関係者の懸命な努力により、漁業産出額は震災前の水準に戻りつつあったところだが、積み上げてきた努力と成果が水泡に帰すことになるおそれがある。

本県議会としては、海洋放出に反対の立場は変わらない。国と東京電力においては、新たな風評被害を生じさせず、また、国民・国際社会が安心してもらえるよう、科学的根拠に基づいた丁寧な説明、万全のモニタリング体制や第三者による評価など、万全な対策を実施していくことが強く求められる。また、風評被害による賠償基準については透明性を確保した基準を速やかに策定し、生産者、事業者等が安心して事業を継続していくために、十分な理解が得られるよう最後まで責任を持って対応する必要がある。

さらに、近年、全国的に台風、地震、豪雨等による大規模な自然災害が頻発している状況を踏まえ、震災からの復旧・復興の取組の中で培った伝承の教訓や知見を広く発信し、後世に確実に継承していくことは、被災県として国内外の防災力向上に貢献するためにも重要である。

震災からの復興については、令和二年六月に復興庁設置法等の一部を改正する法律が成立し、復興庁の設置期間が十年間延長されたほか、同年七月には、「令和三年度以降の復興の取組について」が決定され、令和三年度から令和七年度までの五年間が「第二期復興・創生期間」と位置付けられており、今後も、本県として残さ

れた事業に全力を挙げて取り組むとともに、震災の伝承と記憶の風化防止、津波防災教育への対応について、震災遺構やみやぎ東日本大震災津波伝承館等の積極的な活用も含めて主体的に十分な施策を講じていくことが強く求められる。

このような現況の下、本委員会では、刻々と変化する被災地の状況を把握するため調査活動を行ってきたが、本県の震災からの復旧・復興への道のりは今後も続くことから、様々な課題の的確な把握とその解消に向け、県議会として、継続的に県及び国等への働きかけを行うためにも、次期においても特別委員会を設置し、本県の早期復興に資する最も効果的な調査活動の在り方について絶えず検討を行い、被災地の復旧・復興の進捗状況に応じて、多岐にわたり深化する課題について、より精緻な調査活動を展開し、本県の復興・まちづくりを目指し、全力を傾注する必要がある。

以上、今後の本県議会における、被災地に根差したより効果的な調査活動を期待して、報告とする。

令和五年十月三日

宮城県議会大震災復興調査特別委員長 本 木 忠 一

宮城県議会議長 菊 地 恵 一 殿